

## 家族命令および合意を強制的に 援助する法律

カナダ連邦 2002年（2）

村 井 衡 平

### 行政的手続

**第36条** ミイニイスターへの告知。第28条に言及された書面を受理したのち、ミイニイスターは、飾りつけられた債権を差押え、かつ、ミイニイスターによって判決債務者へ支払うことができるかどうかを決定し、この情報を各ミイニイスターに通知するものとする。

**第37条** ミイニイスターによる最初のレポート。各ミイニイスターに支払うことができる金額は、第36条に従って通告をうけたのち、判決義務者に支払われる。

**第38条** モニターへの義務および返答。第37条のもとでの返答に加えて、差押えられた金額について責任を負う各ミイニイスターは、引き続き、これらの金銭の支払いについて見張りをするものとし、その間、女王陛下はそれらについて支払義務を負うことになりそうである。

**第39条** すべての報告書に追加的な情報を。第三債務者に対する金銭が差押可能であるとか、支払可能であると予知できるとき、ミイニイスターは支払われる金額および支払の時機をミイニイスターに通知するものとする。

**第40条** 情報銀行を調査する権利。規則に従い、すべてのミイニイスターは差押可能な金銭が、第1章のもとで検査された情報銀行に属すべきものであると通知する義務がある。

### 第三債務者を呼び出すべき責任

**第41条** 呼び出す時期。ミイニイスターは女王に代わって、規則によって定められた時間内に、すべての第三債務者を呼び出すものとする。

**第42条** 第三債務者の呼出状に対する回答の方法。州の第三債務者差押手続によって認められる方法に加えて、ミイニイスターは、書留郵便または他の規則によって認められる方法によることができる。

**第43条** 書留郵便による返答。ミイニイスターが書留郵便によって返答するとき、カナダ郵便会社法のもとでなされる書留郵便に関する規則法規に従うすべての領収書は証拠として受領される。ただし、ミイニイスターが反対の意見を表明したときは、この限りでない。

### 責任の免除

**第44条(1)** 裁判所への支払の効果。ミイニイスターによる裁判所への支払の効果。ミイニイスターによる裁判所への支払いは、支払の範囲において、本章のもとでの女王陛下の責任の善意かつ十分な免責であり、さらに立法のもとで、第三債務者による金銭の支配のもとで行われる。

(2) 州強制サービスへの支払の効果。州の強制サービスへの支払いが、州強制サービス法の第2条のもとで許可されるとき、ミイニイスターによる州強制サービスへの支払いは、本章および差押をうける金銭に関する立法のもとで有効である。

### 判決をうける債務者への通知

**第45条** 判決をうける債務者への呼出状。本章のもとでミイニイスターに債務者の呼出状が送達されるとき、ミイニイスターは、規則によって定められた型式で、期間内に、判決債務者に通知する。

### 支払のおくれ

**第46条** [1993年法第8章第17条により廃止]

**第47条** 同上

**第48条** 同上

## 家族命令および合意を強制的に援助する法律

### 支払の回復

**第49条** 判決債務者への支払い。判決債務者が、本章のもとで認められる債権差押の手續を理由に、権利を有しない支払いをうけ、かつ、かかるものとして、財政的行政法に従って回復される。

**第50条** 設立された手續の当事者への支払い。第51条の規定に従い、取消し得る金額が本章のもとで、または当事者の利益のために支払われるべき金額は、当事者である女王陛下による借金であり、財政行政法に従って回復することができるか、または本章のもとで当事者の利益のために支払われる。

**第51条 例 外。**第50条に触れられた超過金を支払うべく決議されるとき、判決債務者が本章のもとで通告される権利を有しておらず、超過金銭は判決債務者による女王陛下に負担する債務に関連しており、かつ、かかるものとして、財政管理法または本節のもとで通告された差押可能な債権として回収されるであろう。

### 一般的に

**第52条** 女王陛下のランキング。判決債務者が

- (a) 女王陛下、または
- (b) どこかの州に当然に支払われるべき税金の勘定について、カナダと州の間に存在する合意は、州の利益のために税金を集めることを正当化された。

**第53条** 多数の債務者を呼び出す。本章のもとで、同一の判決債務者に関して、1人以上の第三債務者が呼び出され、かつ、前記債務者に支払われる金額が呼び出されたすべての債務者に支払うのに充分でないとき、支払いは割り前によってなされるものとする。

**第54条** 女王陛下に対する執行はない。本章のもとで許される女王陛下への債権差押手續において、いかなる執行も行われぬ。

### 第三債務者の債権差押、逮捕および支払牽制方法

**第55条** 第三債務者の債権差押、逮捕および支払牽制法。女王陛下を拘束する債権差押が第1に債権差押、逮捕および支払強制のもとで、第2に本章のもと

で特色を示されるものとする。

## 禁 止

**第56条** 資格の剥奪の禁止。なにびとも、本条によって認められる第三債務者への債権差押の手続のみを理由に、現存または将来の支払の無効または無資格とされることはない。

**第57条** 免職の禁止。なにびとも、本章によって認められた債権差押えの手続によらなければ解雇、停職または一時解雇されることはない。

## 費 用

**第58条** 費用。規則によって定められた額の費用は、ミニイスターに交付されたすべての第三債務者の呼出状の手続の費用に当てられる。

**第59条** 判決債務者に不利益な可変性。送金額に関する規則によれば、第58条に触れられる手数料は判決債務者によって女王陛下の責任とされ、かつ、第60条により、控除額に従って控除または判決債務者に支払われるべき金銭となる。

**第60条** 規定。第58条に触れた費用は、第三債務者の呼び出しのために使用される費用から回復されることはない。

## 規 則

**第61条** 規則。評議会における知事は、規則を制定することができる。

(a) 議会の法律、その規定およびそのもとで、“第三債務者への通告”をすることにより、債権を差押えることができる。

(以下 省 略)

## 第3章 許可書の否認

### 解 釈

**第62条** 定義。本条における定義は、本章に適用する。

“適切なミニイスター”とは、カナダの権利において国王のミニイスターを意味し、明細表中表示されたなんらかの免許状の発行について、責任を負う。

## 家族命令および合意を強制的に援助する法律

“債務者”とは、扶養命令または扶養規定のもとで、支払のおくれている人を意味する。

“免許状”とは、なんらかの免許、許可、説明書または許可を意味し、かつ、カナダ・パスポート命令の第2種を意味する。

“免許拒絶申立”とは、第67条のもとでの申立を意味する。

“ミニニイスター”とは、司法大臣を意味する。

“永続的な延滞”とは、扶養命令または扶養規定に関して、

(a) 未払金が、扶養命令または扶養規定の意味において、3回の支払期に完全な支払をしなかったことによる場合、または

(b) 未払金が3,000ドルまたはそれ以上の場合。

“規定による”とは、規則によって定められていることを意味する。

“州の執行サービス”とは、第2条によって示された意味をもつ。

“予定された免許”とは、予定者にのべられたタイプまたはクラスの免許を意味する。

“扶養命令”は第23条(1)に示された意味をもつ。

“扶養規定”とは、州法のもとで強制される扶養料支払に関する合意の規定を意味する。

**第63条** スケジュールの改定。評議会における議長は、命令により、議会の法律のもとで個人に発行される許可証または国王の特権のもとになされる命令を発することができる。

### 本章の目的

**第64条** 本章の目的。本章の目的は州の強制サービス援助命令に手助けをし、かつ、つねにおくれる当事者に免許を取消すことを定めるにある。

### 本章の適用

**第65条** 本章の適用。本章の特色は他の議会制定法もしくは許可状の発行、反訴または延長に関する国王の特権によってなされる他の議会制定法または許可書の発行、更新もしくは延長に関する国王の特権に由来する他の命令にかかわらず、適用される。

### 許可書を否定する申立

第67条(1) 申立。債務者が扶養命令または扶養許可の下で永続的に遅滞しているとき、州の強制サービスはミイニスターに対し、債務者に下記の方法をとるよう申し立てる。

- (a) 債務者に対して新しい計画表は発行されない。
- (b) 債務者によって保有されるすべての救済手段は停止される。
- (c) 債務者によって保有される特許は、更新されない。

(2) 申立の内容。申立は定められた型式により、かつ、下記に関する情報を含んでいなければならない。

- (a) 債務者の同一性、および
- (b) 扶養命令または扶養規定。

(3) 追加的な供述書の内容。申立は定められ型式による宣誓供述書を伴っていないなければならない。供述書は州の強制サービスの係によって提出され、さらに以下の陳述を含んでいなければならない。

- (i) 州の強制サービスは、債務者が扶養命令または扶養規定のもとで永続的な未払額をかかえていること。
- (ii) 州の強制サービスは、扶養命令または扶養規定について、免許否認の申立をする前に、合理的な企てをすること、
- (iii) 債務者に免許を否認する申立を知らせ、さらに、
- (iv) 債務者が州の執行サービスにとって受入可能な支払プランを提出するか、または債務者が未払額を支払うことは不可能であり、申立をすることは事情のもとで合理的でない旨を債務者に通知する。

(4) 申立をする時期。申立は債務者によって受け入れられたのち30日を経て、はじめてすることができる。

(5) 受理されたと知らされる。第(3)項に引用された通知は、それが債務者に送られたのち10日を経て受領されたものとみなされる。

### 許可書を非難する申立の手続

第68条 適切なミイニスターへの通知。許可を非難する申立および第69条(5)項に引用される申立書を受領すると同時に、ミイニスターは各適切なミイニ

## 家族命令および合意を強制的に援助する法律

イスターに申立の受領を通知し、かつ、申立が関係している債務者が計画の免許の所持者であるかどうかを決定するのに適切なミニイスターが必要である。

### 適切なミニイスターの義務

**第69条(1)** 決定。義務者が計画の許可書をもっていること。義務者に関する許可書を否認する申立にもとづいて、適切なミニイスターは直ちに、義務者は適切なミニイスターによって発行された工事計画書の所有者であるかどうかを決定する。

(2) 工事許可書の停止と更新しないこと。もし適切なミニイスターが、義務者は工事の許可書を所持していると決定するとき、適切なミニイスターは、工事許可書の期間を延長し、また適用できるときは、工事に関する許可書の更新を拒否する。

(3) 義務者への通知。適切なミニイスターが第(2)項のもとで義務者に対して行動するとき、義務者に対して書面により、訴訟が開始されたことを通知する。

**第70条** 工事計画書の発行の拒否。債務者に関する許可書違反と通知された適切なミニイスターは、義務者に計画許可書の発行を拒否する。

### 控訴はない

**第71条** 控訴はない。他の議会制定法の規定、議会制定法または国王の特権によって作られたなんらかの規則または命令、もしくは国王の特権によって作られたなんらかの規則または命令、もしくは国王の特権によって作られた他の議会制定法または命令にもかかわらず、本章のもとでなされた訴訟に控訴は認められない。

### 本章の最終的な適用の請求

**第72条(1)** 本章の最終的な適用の請求。州執行サービスは、本章のもとでの訴訟が債務者に関して、以下の場合には直ちに終了するものとする。

(a) 州執行サービスは債務者について

(i) すべての扶養命令および扶養決定のもとでも、債務者による未払額が存在しておらず、

(ii) 債務者に対するすべての扶養命令および扶養決定に関して、州の履

行サービスが合法的に考える支払計画または

(iii) 未払いの全部を支払うことができず、かつ、債務者に対する申出が事情のもとで合理的でないか、または

(b) 州の執行サービスが債務者に対するすべての扶養命令および扶養規定を強制するのを止めるとき。

(2) 命令された方法。第1項のもとの請求は、定められた方法でミニニスターにされなければならない。

**第73条** 適切なミニニスターに通知すること。ミニニスターが第72条のもとで請求をうけたとき、彼は直ちに、請求をうけ取る各適切なミニニスターに通知する。

**第74条** 適切なミニニスターの義務。第73条のもとに通知をうけたときは、適切なミニニスターは直ちに、

(a) 適切なミニニスターによって延期されたすべての承認免許の延期を取り消し、免許債権者に延期は取り消された旨を通知し、

(b) 本節にのみもとづく債務者の新しいスケジュールの免許を拒否し、

(c) 本節にのみもとづく債務者へのスケジュールへの免許の更新を拒否する。

**第75条** 免許が更新されないとき。第74条によって承認されたスケジュールの延期の取消は、免許が有効であったとき、その効力を有しない。

## 犯 罪

**第76条** 犯 罪。パス・ポートが発行された旨の通知をうけたすべての人が、本条のもとで、カナダ・パスポート命令の第2条に定められたように返却しないか、または通知をうけたのち引続いて使用するとき、有罪の宣告をうけ、5,000ドルを越えない罰金または6カ月を越えない禁錮もしくは双方を課せられる。

## 責 任 な し

**第77条** 責任なし。カナダの権利としての女王陛下、陛下の各大臣または被備者は、本章のもとで、誠実にしたこと、しなかったことについていかなる責任も義務も負わされない。



## 家族命令および合意を強制的に援助する法律

### 規 整

**第78条** 評議会における知事は、本章によって定められ、または命じられる事項に規定することができる。

### 第4章 また貸の許可および信頼性

**第79条** また貸しの許可。他の議会制定法における情報を禁止または制約する規定にもかかわらず、以下の情報は本法の目的のために解放されるであろう。

- (a) 第1章のもとで授索される情報銀行の情報、
- (b) 第1章の下で第三債務者への債権差押の通告、および
- (c) 第Ⅲ章の下で必然的に伴う情報

### 禁止・犯罪および刑罰

**第80条** 禁 止。女王陛下の公務員。使用人および本法の管理のため女王陛下に、契約によって備われた人は、本法によって定められる場合を除いて、情報または情報を含む陳述または書面を入手しないものとする。

**第81条** 犯罪および刑罰。第80条に違反するすべての人は犯罪をおかしており、6カ月を越えない略式判決をうけるか、または1,000ドルを越えない罰金または両方を科せられる。

**第82条** 限定的な期間。第81条のもとで定められるどの手続も、手続の主題が発生したのち少なくとも3年を経過したのちは行われぬ。

終 り